

■異動届出書の記入例

(退職・一括徴収しない場合)

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

○異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和6年10月6日 京都府八幡市長宛	給与支払者 （特別徴収義務者） 法人番号又は個人番号 〒614-8501 ヤマトシヨウジ カブシキガイシャ	所在地 ハ幡市ハ幡園内75番地	指定番号 123456
フリガナ 氏名 ハ幡三郎	氏名 ハ幡三郎	氏名 ハ幡花子	宛名番号 00001
生年月日 55年1月3日	特別徴収税額 (年税額) 120,000	氏名 ハ幡花子	担係 人事課
個人番号 2222222222222222	徴収済み (イ) 6月分	氏名 ハ幡花子	当氏名 ハ幡花子
1月1日現在 八幡市ハ幡大谷85番地	未徴収税額 (ア) - (イ) 40,000	氏名 ハ幡花子	電話 075-983-1111
所異動後 八幡市ハ幡大谷85番地	異動年月日 05.10.3	氏名 ハ幡花子	異動事由 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 4. 死亡 5. 欠 6. 会社解散 7. その他
●給与の支払を受けなくなった後の未徴収税額について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。		未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 4. 死亡 5. 欠 6. 会社解散 7. その他	
一括徴収の理由 1. 異動が 年12月31日までで、本人からの申出があったため。 2. 異動が 年1月1日以降で、本人から特別徴収継続の申出がないため。 一括徴収出来ない理由 1. 5月31日まで支払われる給与もしくは退職手当等がない。又は未徴収税額より少ないため。 2. その他(理由)		世帯コード 個人コード	
●転勤による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)		世帯コード 個人コード	

御注意
21歳未満の労働者の場合は、労働基準法第21条第1項の規定により、特別徴収義務者は、労働者の同意を得て、一括徴収を行うことができません。
3月1日現在、労働者の住所が、労働者の住所を有する市町村に異動した場合は、労働者の住所を有する市町村に異動した旨を記載してください。

(退職・一括徴収する場合)

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

○異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和6年2月6日 京都府八幡市長宛	給与支払者 （特別徴収義務者） 法人番号又は個人番号 〒614-8501 ヤマトシヨウジ カブシキガイシャ	所在地 ハ幡市ハ幡園内75番地	指定番号 123456
フリガナ 氏名 ハ幡三郎	氏名 ハ幡三郎	氏名 ハ幡花子	宛名番号 00003
生年月日 55年1月3日	特別徴収税額 (年税額) 120,000	氏名 ハ幡花子	担係 人事課
個人番号 2222222222222222	徴収済み (イ) 6月分	氏名 ハ幡花子	当氏名 ハ幡花子
1月1日現在 八幡市ハ幡大谷85番地	未徴収税額 (ア) - (イ) 80,000	氏名 ハ幡花子	電話 075-983-1111
所異動後 八幡市ハ幡大谷85番地	異動年月日 06.1.31	氏名 ハ幡花子	異動事由 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 4. 死亡 5. 欠 6. 会社解散 7. その他
●給与の支払を受けなくなった後の未徴収税額について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。		未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 4. 死亡 5. 欠 6. 会社解散 7. その他	
一括徴収の理由 1. 異動が 年12月31日までで、本人からの申出があったため。 2. 異動が 年1月1日以降で、本人から特別徴収継続の申出がないため。 一括徴収出来ない理由 1. 5月31日まで支払われる給与もしくは退職手当等がない。又は未徴収税額より少ないため。 2. その他(理由)		世帯コード 個人コード	
●転勤による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)		世帯コード 個人コード	

御注意
21歳未満の労働者の場合は、労働基準法第21条第1項の規定により、特別徴収義務者は、労働者の同意を得て、一括徴収を行うことができません。
3月1日現在、労働者の住所が、労働者の住所を有する市町村に異動した場合は、労働者の住所を有する市町村に異動した旨を記載してください。

異動届出書の提出先

京都府八幡市役所
市民生活部 税務課 市民税係

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75番地
TEL(075)983-1113(直通)
(075)983-2164(直通)

新規の場合は無記入

令和6年11月10日 京都府八幡市長宛	給与支払者 （特別徴収義務者） 法人番号又は個人番号 〒573-1111 ヤマトシヨウジ カブシキガイシャ	所在地 枚方市大田内町2丁目9番1号	指定番号 123456
フリガナ 氏名 ハ幡一子 橋本	氏名 ハ幡一子 橋本	氏名 ハ幡花子	宛名番号 00002
生年月日 63年10月10日	特別徴収税額 (年税額) 120,000	氏名 ハ幡花子	担係 人事課
個人番号 2222222222222222	徴収済み (イ) 6月分	氏名 ハ幡花子	当氏名 ハ幡花子
1月1日現在 八幡市ハ幡大谷85番地	未徴収税額 (ア) - (イ) 50,000	氏名 ハ幡花子	電話 075-983-1111
所異動後 枚方市大田内町2丁目9番1号	異動年月日 10月分	氏名 ハ幡花子	異動事由 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 4. 死亡 5. 欠 6. 会社解散 7. その他
●給与の支払を受けなくなった後の未徴収税額について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。		未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 4. 死亡 5. 欠 6. 会社解散 7. その他	
一括徴収の理由 1. 異動が 年12月31日までで、本人からの申出があったため。 2. 異動が 年1月1日以降で、本人から特別徴収継続の申出がないため。 一括徴収出来ない理由 1. 5月31日まで支払われる給与もしくは退職手当等がない。又は未徴収税額より少ないため。 2. その他(理由)		世帯コード 個人コード	
●転勤による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)		世帯コード 個人コード	

御注意
21歳未満の労働者の場合は、労働基準法第21条第1項の規定により、特別徴収義務者は、労働者の同意を得て、一括徴収を行うことができません。
3月1日現在、労働者の住所が、労働者の住所を有する市町村に異動した場合は、労働者の住所を有する市町村に異動した旨を記載してください。